

証券コード 4594  
平成30年5月30日

株主各位

福岡県久留米市百年公園1番1号  
ブライトパス・バイオ株式会社  
代表取締役社長 永井 健一

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月19日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使につきましては2頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月20日（水曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時15分）
  2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階 華の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第15期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項  
議 案 取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場いただけますようお願い申し上げます。
- ◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://brightpathbio.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://brightpathbio.com>) に修正後の内容を掲載させていただきます。

---

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございますので、ご了承ください。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月19日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いするこ

とになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

## 事業報告

〔平成29年4月1日から〕  
〔平成30年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の概況

##### ①事業の経過及びその成果

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）が開発を手掛けるがん免疫治療薬の分野では、免疫チェックポイント阻害抗体<sup>1)</sup>に続く新たな治療薬候補として期待されていたキメラ抗原受容体遺伝子導入T細胞（CAR-T）<sup>2)</sup>が米国において承認され、その治療効果は世界の注目を集めました。当分野の開発は、より高い治療効果、より高い治療効果予測精度の医療、そして患者一人ひとりに合わせた個別化医療の実現を目指してさらに拡がりを見せ、免疫チェックポイント阻害抗体を中心に複数のがん免疫治療薬を組み合わせる複合的免疫療法や、前述のCAR-Tに代表される遺伝子改変T細胞療法、ネオアンチゲン<sup>3)</sup>を標的とする完全個別化ワクチン<sup>4)</sup>など、がん免疫の力を最大限に引き出すことを狙った様々な取り組みが進められております。

このような環境下で、当社グループは、新しいがん治療の時代に適応すべく、創業以来の開発テーマで現在臨床試験段階にある2つのがんペプチドワクチンの開発と、その枠を超えた新規モダリティの創薬研究を進めてまいりました。

リード開発品であるペプチドワクチンITK-1につきましては、平成25年6月以降、ライセンス・アウト先の富士フイルム株式会社とともに、国内において去勢抵抗性前立腺がん患者を対象とする第Ⅲ相臨床試験を進めております。現在は経過観察期間に入っており、最終解析に向けた準備が進められています。

米国で開発中のペプチドワクチンGRN-1201については、単剤での治療効果に関する評価が確立された免疫チェックポイント阻害抗体の次のテーマとして、併用パートナー薬との複合的がん免疫療法が志向される中で、非小細胞肺癌を対象に、免疫チェックポイント阻害抗体と当該ワクチン併用の第Ⅱ相臨床試験を推進しています。

新規モダリティについては、iPS細胞技術をがん免疫療法へ応用する細胞医薬の開発を開始しており、前事業年度に開始したiPS細胞由来再生T細胞療法（iPS-T）に続き、平成30年3月に国立研究開発法人理化学研究所と「iPS-NKT細胞<sup>5)</sup>療法」の共同研究を開始しました。今後、頭頸部がんを対象とする医師主導治験が平成31年度中に開始される予定です。

また、これまでITK-1で実現しようとしてきたテーラーメイドがんワクチン療法をさらに推し進めた、遺伝子レベルで個人差に対応する完全個別化ネオアンチゲン・ワクチン療法を開発するべく、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立大学法人東京大学及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター、並びに国立大学法人三重大学とそれぞれ共同研究を開始しております。

上記のとおり研究開発を拡大している中、新しい治療法を含めたさらなる研究開発活動を推進すべく、平成29年12月にクレディ・スイス証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付き第12回及び第13回新株予約権を発行し、当連結会計年度中に合計3,277百万円の調達を完了させて財務基盤の強化を図りました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高につきましては、主に富士フィルム株式会社からの開発協力金を受領したことにより、354,410千円（前年同期比175,202千円減、33.1%減）となりました。また、研究開発活動の拡大により、経常損失は1,573,292千円（前年同期の経常損失は1,116,556千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,577,142千円（前年同期の親会社株主に帰属する当期純損失は1,113,661千円）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、108,218千円であり、その内訳は、主に川崎創薬研究所における研究機器の購入によるものであります。

## ③資金調達の状況

平成29年12月8日付でクレディ・スイス証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付き第12回新株予約権及び第13回新株予約権を発行しました。当連結会計年度中に第12回新株予約権の全てが行使されたことにより、4,480,000株の新株式を発行し、3,277百万円を調達しました。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第12期 (平成27年3月期)	第13期 (平成28年3月期)	第14期 (平成29年3月期)	第15期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高 (千円)	821,625	822,556	529,612	354,410
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	△412,435	△994,464	△1,113,661	△1,577,142
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△20.60	△35.28	△32.74	△41.25
総 資 産 (千円)	1,227,465	2,877,251	5,408,300	7,235,902
純 資 産 (千円)	1,024,127	2,720,663	5,201,149	6,950,570
1株当たり純資産 (円)	30.74	85.53	139.17	164.78

- (注) 1. 第14期が連結初年度となりますので、第13期以前については、当社個別の数値を記載しております。
2. 第12期及び第13期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失については、当社個別の当期純利益又は当期純損失を記載しております。
3. 当社は、第13期より会計監査人を設置しております。従いまして、第12期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しており、会社法第436条第2項第1号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。
4. △印は損失を示しております。
5. 平成27年7月31日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アドバンスト・ イミュノセラピー	1,500万円	66.67%	iPS細胞由来再生T細胞療法に関する開発研究

(4) 対処すべき課題

当社グループは設立以来、新規作用メカニズムのがん免疫治療薬を開発してまいりました。がんペプチドワクチンをリード開発品として、現在のパイプラインの進捗は以下のとおりです。

プロジェクト	適応症	地域	基礎研究	非臨床試験	Phase I	Phase II	Phase III	上市	
<b>ITK-1</b> ・がんペプチドワクチン ・富士フィルム(株)へ導出済み	前立腺がん	日本	[Progress bar]						
<b>GRN-1201</b> ・がんペプチドワクチン	非小細胞肺がん	米国	[Progress bar]						
	メラノーマ	米国	[Progress bar]						
<b>GRN-1301</b> ・ネオアンチゲン ・T790M点突然変異抗原ワクチン	非小細胞肺がん	未定	[Progress bar]						
<b>iPS-T</b> ・iPS細胞由来再生T細胞療法 ・外部研究機関と共同開発	EBウイルス由来リンパ腫	日本	[Progress bar]						
<b>iPS-NKT</b> ・iPS細胞由来再生NKT細胞療法 ・理研と導入オプション付共同研究	頭頸部がん	日本	[Progress bar]						

今後がん免疫治療薬の開発領域において研究開発活動を進めてまいります。持続的な企業価値の向上を図るうえで、当社グループが対処すべき課題として認識している事項は、以下のとおりです。

### ①パイプラインの進捗

[ITK-1：去勢抵抗性前立腺がんを適応症とする薬剤選択型がんペプチドワクチン]

現在、富士フィルム株式会社に導出しており、同社から一部治験実施業務を委託され国内第Ⅲ相臨床試験を実施しております。平成28年4月に症例の登録を終了し、現在、最終解析実施までの経過観察期間となっております。この最終解析において統計的有意差をもって生存期間の延長が示されることが承認申請の要件となります。

[GRN-1201：グローバル展開を想定した欧米人向けがんペプチドワクチン]

現在、米国にてメラノーマ（悪性黒色腫）を対象とした第Ⅰ相臨床試験、及び非小細胞肺癌を対象とした、免疫チェックポイント阻害抗体併用の第Ⅱ相臨床試験を行っております。安全性と有効性を示唆する臨床データを取り、より大きな規模の後期臨床試験を遂行する製薬企業へのライセンス・アウトに備える必要があります。

[GRN-1301：ネオアンチゲン-遺伝子変異抗原ペプチドワクチン]

非小細胞肺癌を適応症とし、がん免疫療法と既存の化学療法を組み合わせることで化学療法に対する薬剤耐性を克服することを創薬コンセプトとするもので、薬剤耐性を獲得した肺癌患者に共通して現れる腫瘍特異的遺伝子変異抗原(ネオアンチゲン)をターゲットとしております。非小細胞肺癌は、近年新薬の臨床試験成績が目覚ましく、組み合わせる化学療法も更新されているため、今後はそれに適合していく必要があります。

[iPS-T：iPS細胞由来再生T細胞療法]

iPS細胞由来再生T細胞療法は、東京大学から導入したもので、iPS細胞技術のがん免疫療法への応用を試みるものです。安全性が適正に担保されたところで臨床試験を進めるべく準備を進めております。

[iPS-NKT：iPS細胞由来再生NKT細胞療法]

NKT細胞由来iPS細胞から再分化誘導したNKT細胞を用いた新規他家がん免疫療法です。がん細胞を直接殺傷する能力をもつと同時に他の免疫細胞を活性化させるアジュバント作用をもつが体内には微量にしか存在しない免疫細胞であるNKT細胞を、iPS細胞の高い増殖性を活かしてがん免疫療法へ応用することを試みるものです。

当社グループは、平成30年3月に、国立研究開発法人理化学研究所統合生命医科学研究

センターが進める本細胞医薬の技術開発と臨床応用に向けたプロジェクトに参画しました。本プロジェクトは、理化学研究所が中心となって日本医療研究開発機構(AMED)再生医療実現 拠点ネットワークプログラム 疾患・組織別実用化研究拠点(拠点 B)に採択された「NKT細胞再生によるがん免疫治療技術開発拠点」プロジェクト及び理研創薬・医療技術基盤プログラムのプロジェクトとして進められているもので、頭頸部がんを対象とする医師主導治験が平成31年度中をめどに開始される計画です。理化学研究所からiPS-NKT細胞療法の独占の開発製造販売ライセンスのオプション権を取得し、世界でも初となる iPS-NKT細胞療法の臨床応用実現にむけ、本医師主導治験を全面的に後押しいたします。

## ②研究開発体制の強化

現在、当社グループは、久留米本社、東京支社及び川崎創薬研究所に研究開発の施設を有しております。

当社グループの研究開発は、がん免疫療法に開発領域を絞りつつも、探索的研究から第Ⅲ相臨床試験（導出先からの治験実施受託）まで広い範囲に亘り、また臨床効果を裏付けるためのバイオマーカーの樹立及び臨床検体の実測定等の周辺にも及んでいます。そのため、開発工程や分野毎に、高度な専門性を有し、社内・社外とのコミュニケーションを通じ個々の能力を高められる研究員の育成、及びそのような専門性を有する研究員をまとめてプロジェクトを推進させるプロジェクト・リーダーの育成を図る必要があります。また、プロジェクトの進捗の加速及び各研究員の経験値を向上させるために研究用機器を含めたさらなる研究開発環境の充実を図っていく必要があります。

## ③研究開発におけるアライアンス・ネットワーク体制の強化・推進

当社グループの属するがん免疫治療薬分野では、昨今のがん治療効果のある新薬の承認などによる非常に大きな期待の中で、日本及び海外で研究開発が盛んになされており、その市場も急激に拡大しております。

当社グループもその機会を逃すことなく、新規パイプラインの導入及び推進を加速させていく必要があります。そのために新規技術・ノウハウを日本及び海外の大学や企業等から積極的に導入すべく、国内外の人的・情報ネットワークをより一層強化・推進していくことが課題であると考えております。

## 用語解説

### \*1 (免疫チェックポイント阻害抗体)

がん細胞がもつ、免疫の働きにブレーキをかけて免疫細胞の攻撃から逃れる仕組みを阻止するため、免疫チェックポイントと呼ばれる分子を阻害してブレーキを解除する抗体医薬品。

### \*2 (CAR-T)

Chimeric Antigen Receptor T-cell Therapy：キメラ抗原受容体遺伝子改変T細胞療法  
ある特定のがんに対する、キメラ抗原受容体の遺伝子を患者のT細胞という免疫細胞に導入し、その遺伝子導入されたT細胞を体外で増やして患者に戻すという治療法。ヒト白血球抗原(HLA)の型に依存せず、多くの患者に適用することができるといった特徴がある。

### \*3 (ネオアンチゲン：Neoantigen)

がん細胞に独自の遺伝子異常が起きた際に生じる、遺伝子変異(アミノ酸変異)を含む抗原のこと。個々の患者のがん細胞に生じた独自の遺伝子変異によって発現されるようになったがん特異的な抗原で、正常な細胞には存在しない。免疫系から「非自己」として認識されるネオアンチゲンを標的とすることで、がん細胞を殺傷する免疫を効率よく誘導できるようになることが期待されている。

### \*4 (完全個別化ワクチン)

個々の患者のがん細胞にあるネオアンチゲンを探索し、これに対するオーダーメイドのがんワクチン。海外で臨床試験が行われている。

### \*5 (NKT細胞)

NKT細胞は、がん細胞を直接殺傷する能力をもつと同時に、他の免疫細胞を活性化させるアジュバント作用をもつ免疫細胞のこと。活性化すると、多様なサイトカインといわれる物質を産生し、自然免疫系に属するNK細胞の活性化と樹状細胞の成熟化を促す。成熟した樹状細胞は、更に獲得免疫系に属するキラーT細胞を増殖・活性化させることで、相乗的に抗腫瘍効果が高まる。また、自然免疫系を同時に活性化させることで、T細胞では殺傷できないMHC陰性のがん細胞に対しても殺傷能を持つ特徴がある。

(5) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、がん免疫療法にかかる治療薬の開発・研究業務、免疫測定検査の受託業務、医療機器の販売業務であります。当社グループは、医薬品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(6) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

①当社

本社	福岡県久留米市
東京支社	東京都千代田区
川崎創薬研究所	神奈川県川崎市川崎区

②子会社

株式会社アドバンスト・イミュノセラピー	東京都千代田区
---------------------	---------

(7) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名（4名）	5名増（増減なし）	43.7歳	3.3年

（注） 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 41,835,400株
- (3) 株主数 27,527名
- (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率
松井証券株式会社	1,477,000	3.53 %
株式会社SBI証券	663,600	1.58
セントラル短資株式会社	500,000	1.19
三菱UFJキャピタル株式会社	450,000	1.07
野村證券株式会社	435,460	1.04
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	384,814	0.91
日本証券金融株式会社	384,000	0.91
熊澤 康	294,900	0.70
株式会社滋慶	270,000	0.64
永井 健一	240,000	0.57

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

新株予約権の名称		第7回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成26年10月17日	平成27年6月29日	平成28年8月15日
新株予約権の数		11,372個	525個	1,380個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,137,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 52,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 138,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 10,000円 (1株当たり100円)	新株予約権1個当たり 10,000円 (1株当たり100円)	新株予約権1個当たり 82,000円 (1株当たり820円)
権利行使期間		平成26年9月1日から 平成36年8月31日まで	平成26年9月1日から 平成36年8月31日まで	平成30年8月16日から 平成38年8月15日まで
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権 の数 8,950個 目的となる 株式数 895,000株 保有者数 4名	—	—
	社外取締役	—	新株予約権 の数 300個 目的となる 株式数 30,000株 保有者数 1名	—
	監査役	新株予約権 の数 140個 目的となる 株式数 14,000株 保有者数 2名	—	新株予約権 の数 80個 目的となる 株式数 8,000株 保有者数 1名

(注) 主な行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権の割当時において、当社の取締役、監査役又は従業員であった者については、権利行使時においても、当社又は当社子会社（第10回新株予約権においては当社の関係会社）の取締役、監査役又は従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の場合は、その地位に該当しなくなった時点から2年経過した日又は上記行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の新株予約権全部を放棄するものとする。
- (2) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第11回新株予約権	
新株予約権の数		920個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 92,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり59,700円 (1株当たり597円)	
権利行使期間		平成31年5月13日から 平成39年5月12日まで	
行使の条件		<p>(1) 新株予約権の割当時において、当社の取締役、監査役又は従業員であった者については、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職の場合は、その地位に該当しなくなった時点から2年経過した日又は上記行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の新株予約権全部を放棄するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	920個
		目的となる株式数	92,000株
		交付者数	9名

(3) その他新株予約権に関する重要な事項 (平成30年3月31日現在)

平成29年11月22日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き新株予約権

新株予約権の名称	第12回新株予約権
新株予約権の数	44,800個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,480,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり222円 (1株当たり2.22円)
新株予約権の払込期日	平成29年12月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株につき720円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額 (432円) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
権利行使期間	平成29年12月11日から 平成31年12月10日まで
行使の条件	(1) 本新株予約権の一部行使はできない。 (2) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第三者割当契約証書」に定めるところによる。
割当先	クレディ・スイス証券株式会社

(注) 第12回新株予約権は、平成30年1月26日に全て行使されております。

平成29年11月22日開催の取締役会決議に基づく行使価額修正条項付き新株予約権

新株予約権の名称	第13回新株予約権
新株予約権の数	11,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,120,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり199円(1株当たり1.99円)
新株予約権の払込期日	平成29年12月8日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1株につき720円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額(432円)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
権利行使期間	平成29年12月11日から 平成31年12月10日まで
行使の条件	(1) 当社が実施しているITK-1が第Ⅲ相臨床試験における主要評価項目を達成し、当社がその旨のプレスリリースを開示した日以降において行使することができる (2) 本新株予約権の一部行使はできない。 (3) その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第三者割当契約証書」に定めるところによる。
割当先	クレディ・スイス証券株式会社

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	永井 健一	(株)アドバンスト・イミュノセラピー 代表取締役社長
取締役	脇 豊	医薬開発部長兼細胞医薬部長、 ポイントバドットビズ(株) 代表取締役
取締役	山田 亮	久留米大学先端癌治療研究センター所長
取締役	酒井 輝彦	管理部長
取締役	竹内 弘高	ハーバード大学経営大学院教授、インテグラル(株) 社外取締役、 (株)大和証券グループ本社 社外取締役、三井物産(株) 社外取締役
常勤監査役	今井 義浩	
監査役	阿部 武敏	
監査役	山口 芳泰	TMI総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 竹内弘高氏は、社外取締役であります。  
2. 今井義浩氏、阿部武敏氏及び山口芳泰氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役 今井義浩氏は、日本開発銀行 (現 (株)日本政策投資銀行) に長年勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役 竹内弘高氏及び監査役 阿部武敏氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支払人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	90,200千円 (8,375千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,400千円 (14,400千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (4名)	104,600千円 (22,775千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額（使用人分給与は含まない）は、平成27年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成27年6月29日開催の第12回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記の支給額にはストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当該事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・ 監査役 1名 1,443千円（社外監査役 1名 1,443千円）

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、取締役及び監査役が職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	竹内弘高	インテグラル(株)	社外取締役	当社とインテグラル(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)大和証券グループ本社	社外取締役	当社と(株)大和証券グループ本社との間に重要な取引その他の関係はありません。
		三井物産(株)	社外取締役	当社と三井物産(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	山口芳泰	TMI 総合法律事務所	パートナー	当社とTMI 総合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況
社外取締役	竹内弘高	取締役会 13回中13回	ハーバード大学経営大学院教授、一橋大学大学院国際企業戦略研究科長を歴任し、その企業戦略における深い知見から、適宜発言を行っております。
社外監査役	今井義浩	取締役会 13回中13回 監査役会 13回中13回	財務及び会計に関する専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務経理業務並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	阿部武敏	取締役会 13回中13回 監査役会 13回中13回	企業法務における専門的な知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務及びコンプライアンスについて、適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	山口芳泰	取締役会 13回中13回 監査役会 13回中13回	弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じて発言を行っております。また、監査役会において、当社の法務及びコンプライアンスについて、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき会計監査人と責任限定契約を締結しておりますが、その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、会計監査人の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わないとするものです。

(3) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,490千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,490千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役会は、当社グループで共有すべきルールや考え方、法令、定款、株主総会決議、取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ii 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務を執行するよう監督する。
  - iii 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
  - iv 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画に従い、監査役の監査を受ける。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社グループの株主総会及び取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令並びに当社が定める文書管理規程等の関連規程に従い、適切に記録し定められた期間これを保存する。
  
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を取締役会規程に定めるとともに、社内規程において明確化された適切な職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うものとする。
  - ii 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確な経営情報把握に努める。
  
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役会は、当社グループにおける法令等遵守の徹底及び不正行為の防止等を図るために、コンプライアンスに係る規程を制定し、当社グループの使用人の職務が法令及び定款に適合するための体制を整備する。

- ii 当社は、当社グループ内において、コンプライアンスに反する事態が発生した場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに当社の代表取締役社長、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
  - iii 内部監査担当者は、当社グループの使用人が法令及び定款並びに社内諸規程に準拠した業務執行を行っているかを定期的に監査し、監査結果について当社グループの当該使用人に対し講評するとともに、当社の代表取締役社長に対し監査報告を行う。
  - iv 当社は、当社グループにおいて著しいコンプライアンス違反やそのおそれがある場合に、社内外の部署又は専門家（常勤監査役・内部監査担当・弁護士）に、匿名で相談・申告できる相談窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社の代表取締役社長は、管理部長を当社グループ全体のリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、当社グループにおける重要なリスクの把握及びその分析及び対応策の策定を行い、当社グループの各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
  - ii 当社は、当社グループにおけるリスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する役員及び使用人の意識の向上、リスクの早期発見及び未然防止、並びに緊急事態発生時の対応等を定める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項並びに補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- i 当社は、監査役職務を補助する補助使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、補助使用人を任命及び配置することができる。
  - ii 補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
  - iii 補助使用人の評価は監査役が行い、補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i 監査役及び補助使用人は、当社グループの各取締役会以外の重要な社内会議へ出席することができ、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる。

- ii 取締役及び補助使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- iii 取締役及び補助使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、これを監査役に報告する。
- iv 取締役会は、前項に基づき、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、当社グループの対処すべき課題、及び監査上の重要課題等について意見交換を実施する。
- ii 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者とも意見交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- iii 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に応じないことを基本方針とする。また、かかる方針を取締役及び使用人に周知徹底するために「反社会的勢力排除規程」を制定し、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、問題が発生した時には関係行政機関や専門家等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社グループの内部監査担当

者がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当連結会計年度においては、当社は従業員に対し、社内コンプライアンス研修を実施しました。今後も引き続き、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行ってまいります。

③ リスク管理体制

当連結会計年度においては、予算策定時及びその進捗管理において、また重要な会議において、リスク管理に関する意識の向上及び全社的なリスクに関する情報共有に努めました。

④ 内部監査

当社グループの内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

(注) 上記における記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,900,127</b>	<b>流動負債</b>	<b>229,107</b>
現金及び預金	6,528,759	買掛金	8,769
売掛金	77,012	未払法人税等	35,041
商品及び製品	990	未払金	163,729
仕掛品	3,006	その他	21,566
原材料及び貯蔵品	23,573	<b>固定負債</b>	<b>56,225</b>
前払金	194,581	繰延税金負債	4,700
その他	72,203	退職給付に係る負債	31,465
<b>固定資産</b>	<b>335,775</b>	資産除去債務	20,059
<b>有形固定資産</b>	<b>266,349</b>	<b>負債合計</b>	<b>285,332</b>
建物	58,563	<b>(純資産の部)</b>	
機械及び装置	191	<b>株主資本</b>	<b>6,893,551</b>
工具、器具及び備品	207,594	<b>資本金</b>	<b>5,419,931</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>13,514</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>5,403,516</b>
その他	13,514	<b>利益剰余金</b>	<b>△3,929,896</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,911</b>	<b>新株予約権</b>	<b>57,019</b>
その他	55,911	<b>純資産合計</b>	<b>6,950,570</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,235,902</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,235,902</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		354,410
売上原価		315,174
売上総利益		39,235
販売費及び一般管理費		1,600,968
営業損失(△)		△1,561,732
営業外収益		
受取利息	46	
補助金収入	300	
為替差益	246	
その他	28	621
営業外費用		
株式交付費	11,772	
その他	409	12,181
経常損失(△)		△1,573,292
税金等調整前当期純損失(△)		△1,573,292
法人税、住民税及び事業税	4,534	
法人税等調整額	590	5,124
当期純損失(△)		△1,578,417
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,274
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,577,142

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
当 期 首 残 高	3,774,413	3,757,998	△2,352,753	5,179,658	20,216	1,274	5,201,149
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	1,645,517	1,645,517		3,291,035			3,291,035
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,577,142	△1,577,142			△1,577,142
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					36,803	△1,274	35,528
当 期 変 動 額 合 計	1,645,517	1,645,517	△1,577,142	1,713,892	36,803	△1,274	1,749,421
当 期 末 残 高	5,419,931	5,403,516	△3,929,896	6,893,551	57,019	-	6,950,570

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,912,856</b>	<b>流動負債</b>	<b>230,638</b>
現金及び預金	6,528,053	買掛金	8,769
売掛金	77,012	未払金	165,479
商品及び製品	990	未払費用	6,431
仕掛品	3,006	未払法人税等	34,996
原材料及び貯蔵品	23,573	前受金	8,931
短期貸付金	180,000	預り金	6,030
その他	252,465	<b>固定負債</b>	<b>56,225</b>
貸倒引当金	△152,245	繰延税金負債	4,700
<b>固定資産</b>	<b>324,578</b>	退職給付引当金	31,465
<b>有形固定資産</b>	<b>255,152</b>	資産除去債務	20,059
建物	53,161	<b>負債合計</b>	<b>286,863</b>
機械及び装置	191	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	201,798	<b>株主資本</b>	<b>6,893,551</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>13,514</b>	資本金	5,419,931
ソフトウェア	13,514	資本剰余金	5,403,516
<b>投資その他の資産</b>	<b>55,911</b>	資本準備金	5,403,516
関係会社株式	0	<b>利益剰余金</b>	<b>△3,929,896</b>
長期前払費用	7,380	その他利益剰余金	△3,929,896
その他	48,531	繰越利益剰余金	△3,929,896
		<b>新株予約権</b>	<b>57,019</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>6,950,570</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,237,434</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,237,434</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		354,410
売上原価		315,174
売上総利益		39,235
販売費及び一般管理費		1,491,591
営業損失(△)		△1,452,355
営業外収益		
受取利息	1,085	
技術指導料	43,123	
その他	2,925	47,134
営業外費用		
株式交付費	11,772	
関係会社貸倒引当金繰入額	152,245	
その他	409	164,426
経常損失(△)		△1,569,648
特別損失		
関係会社株式評価損	2,549	2,549
税引前当期純損失(△)		△1,572,198
法人税、住民税及び事業税	4,354	
法人税等調整額	590	4,944
当期純損失(△)		△1,577,142

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	3,774,413	3,757,998	3,757,998	△2,352,753	△2,352,753	5,179,658	20,216	5,199,874
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,645,517	1,645,517	1,645,517			3,291,035		3,291,035
当 期 純 損 失 (△)				△1,577,142	△1,577,142	△1,577,142		△1,577,142
株主資本以外の項目の 会計年度中の変動額(純額)							36,803	36,803
当 期 変 動 額 合 計	1,645,517	1,645,517	1,645,517	△1,577,142	△1,577,142	1,713,892	36,803	1,750,696
当 期 末 残 高	5,419,931	5,403,516	5,403,516	△3,929,896	△3,929,896	6,893,551	57,019	6,950,570

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

ブライトパス・バイオ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米山昌良 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川泰路 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブライトパス・バイオ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブライトパス・バイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

ブライトパス・バイオ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米山昌良 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江戸川泰路 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブライトパス・バイオ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者及びその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京支社及び川崎創業研究所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても必要に応じて取締役から報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

ブライトパス・バイオ株式会社 監査役会

常勤社外監査役	今 井 義 浩	㊟
社外監査役	阿 部 武 敏	㊟
社外監査役	山 口 芳 泰	㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役1名選任の件

当社の創薬研究基盤を強化し研究開発体制の充実を図るため、取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任された場合の任期は、他の在任取締役の任期の満了するとき（平成29年6月29日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時）までとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
なかむら のりひろ 中村 徳弘 (昭和43年11月8日)	平成 9 年 4 月 協和発酵工業(株) 入社 東京研究所 平成 10年 4 月 大阪大学産業科学研究所博士研究員 平成 12年 7 月 大阪大学大学院理学研究科助教 平成 17年 7 月 イェール大学医学部細胞生物学部門研究員 平成 19年 7 月 Genentech Inc., Cancer Immunology 部門 入社 平成 28年 5 月 当社入社 研究開発部 副部長 平成 29年 4 月 当社 創薬研究部長（現任）	—

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

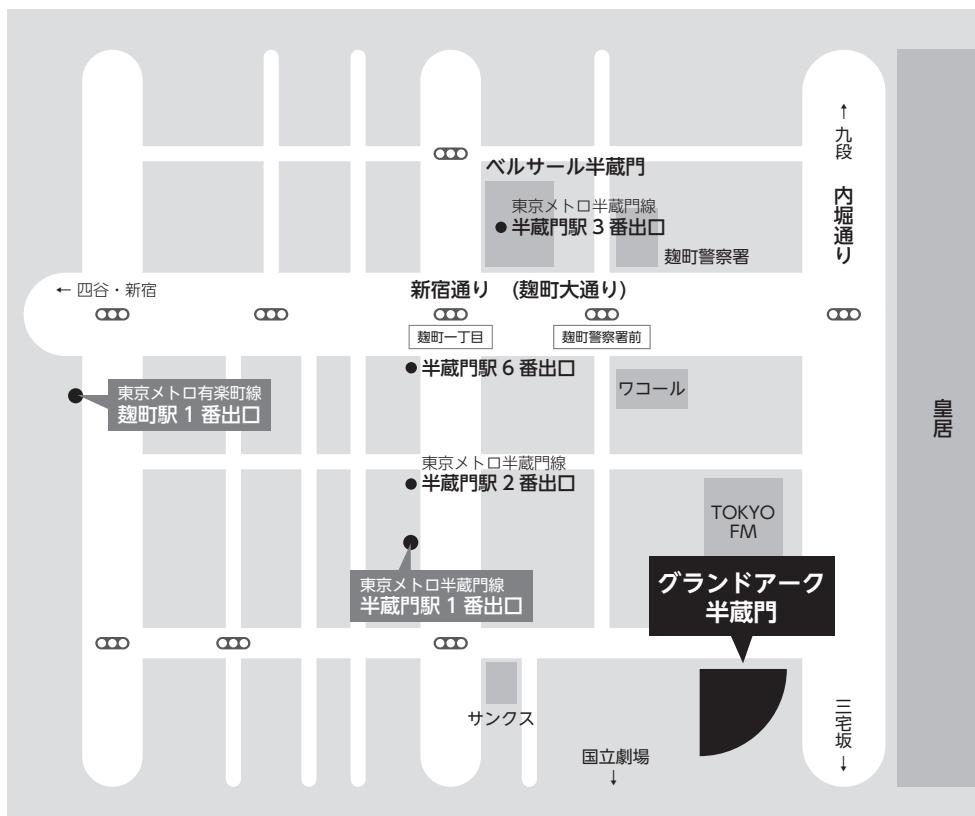
以 上



## 株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階 華の間

電話：03 (3288) 0111



交通  
ご案内

- ① 東京メトロ半蔵門線『半蔵門駅』(1番出口) → 徒歩2分
- ② 東京メトロ有楽町線『麴町駅』(1番出口) → 徒歩8分